

第 1 章 総 説

1. 豊中市における廃棄物行政の歩み……………	1 - 3
2. 廃棄物事業の歴史	
(1) ごみ処理の沿革について ……………	1 - 4
(2) し尿処理の沿革について ……………	1 - 7
(3) 美化推進事業の沿革について ……………	1 - 8

1. 豊中市における廃棄物行政の歩み

本市は、大阪都市圏(北部)の内陸部に位置し、市域は 36.6k m²、人口は約 40 万人で古くから郊外住宅地として発展してきた交通の利便性に富んだ住宅都市である。

大阪市に隣接した内陸部に位置しているため、市内は全て市街化され、一般廃棄物処理施設である焼却施設の建設や埋立処分場の確保が困難な立地条件にあり、常に広域的な連携を必要としている都市である。

本市の廃棄物行政は、地球環境を視野に入れた快適な生活環境をつくり出すことを目標とした循環型社会の構築をめざし、従来の「排出されたごみの迅速収集・適正処理」というごみ発生後の事後処理という受け身の考え方から、生産・流通・消費・処分という物の一連の流れの中でごみをとらえ、ごみの発生源(生産段階)にまで遡って、ごみの発生抑制、製品の環境配慮や適正処理・再生利用の視点からごみを総合的に管理する施策への転換を図ってきた。

廃棄物行政の変革期にあたり、本市では、「再生資源利用促進法」の施行に伴い、平成 3 年度(1991 年度)から廃棄物の発生抑制と再生利用を促進する施策を展開し、平成 5 年(1993 年)に「ごみ減量計画」の策定と、「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の全面改正を行い、基盤整備に努めた。

この「計画」と「条例」は、目標に具体的な活動を通して“ごみのルールづくり”“協働体制づくり”“ものづくり(施設整備)”を実現しようとするものであり、本市の役割は、事業の推進者と調整役である。

そして、これらの施策展開は、市民の生活様式と事業者の活動様式を「環境」という基準で見直す視点で進めることを基本とするとともに、市民・事業者・行政三者の理解、協力と相互の信頼に基づく協働作業を通じて行わなければならないと考えている。

本市はこうした協働作業を通じ、地域社会や市民生活において快適な環境を創り出すため、「協働で取り組む循環型社会」の構築に向けて、市民活動の支援強化と各種事業の充実に取り組んでいる。



2. 廃棄物事業の歴史

(1) ごみ処理の沿革について

ごみ処理については、明治 33 年(1900 年)3 月 7 日に「汚物掃除法」が制定され、都市ごみの清掃処理責任は、地方自治体に課せられ、ごみ処理は市の固有事務となった。

昭和 11 年(1936 年)10 月 15 日、市制発足当時のごみ処理は、区ごとに業者が荷車で収集し、昭和 2 年(1927 年)豊中町時代に建設された山ノ上焼却場(10t 炉)と一部野焼きで中間処理されていた。昭和 16 年(1941 年)2 月 1 日、市直営収集を開始し、月 2～3 回の収集をしていた。昭和 17 年(1942 年)「塵芥並びに灰燼処理手数料条例」を制定し有料とした。

昭和 29 年(1954 年)4 月 22 日に「清掃法」が制定され、廃棄物事業が明確に市町村の事務事業と規定されて、特に汚物の衛生的処理が強調された。

昭和 26 年(1951 年)頃から将来のごみ処理量の増大が予想され、焼却場施設の拡充、機動力の強化に努めたが、その後数年の人口急増により、ごみ排出量が急激に増え、衛生的にごみ処理できる焼却場の建設が急務となってきた。昭和 33 年(1958 年)清掃事業所を設置、人員と機材を拡充強化し、昭和 35 年(1960 年)4 月には衛生課から分離、清掃課として独立し、ごみの係、し尿の係、防疫係というように事務分担を明確にした。昭和 37 年(1962 年)清掃課は部制になり内部機構もより充実した。年末には待望の中間処理施設として豊中市伊丹市清掃施設組合第 1 清掃工場(焼却量 150t/8H:平成 5 年(1993 年)4 月に名称を「豊中市伊丹市清掃施設組合」から「豊中市伊丹市クリーンランド」に改め、また「第 1 清掃工場」を「ごみ焼却施設」と呼ぶこととした)が完成した。

この時を境にごみ収集は週 1 回取りになり、昭和 38 年(1963 年)には市民の協力を得て 8 か所のモデル地区を選定、規格ごみ容器によるステーション方式を採用し、おおむね週 2 回収集を実施した結果、ハエや悪臭の激減等、地区住民に多大な評価を得た。この年山ノ上焼却場を閉鎖した。

昭和 42 年(1967 年)10 月から一般家庭のごみ処理手数料を無料とし、昭和 43 年(1968 年)5 月、第 1 清掃工場を増設(300t/24H)し、昭和 45 年(1970 年)12 月に旧炉《150t/8H》を《300t/16H》に改善、さらに昭和 46 年(1971 年)10 月、破碎機《50t/5H》を新設した。昭和 46 年(1971 年)9 月 24 日に清掃法が廃止となり、新たに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行された。新法は旧法の清潔の保持を中心とした考え方を発展させ、廃棄物の適正な処理を図るための体系の整備を促進することを目的としたもので、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務づけられ、排出する廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに分け、一般廃棄物の処理については市町村の事務事業であることを明記し、産業廃棄物については事業者責任に基づく処理を義務づけるという新たな廃棄物の処理体系を確立した。

昭和 47 年(1972 年)4 月 1 日、「廃棄物処理法」の施行を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び同施行規則を制定した。同時に、ごみの処理手数料は、事業者又は臨時に一般家庭から排出するものについては 10 kg までごとに収集運搬 30 円、処分 10 円と改めた。また、従来は大掃除時に大型ごみを収集していたが、生活様式の変化に伴い、大掃除を廃止し、それに代わるものとして、昭和 47 年(1972 年)5 月から大型ごみ収集を月 1 回定曜日とし、分別収集(奇数月ー大型可燃物、偶数月ーすべての不燃物)を実施した。一般家庭の日常ごみについては定曜日週 2 回収集で、ポリバケツや袋による持ち出しとし、中高層住宅のダストシュートの取り扱いについては、既設はダストボックス前又は指定場所への持ち出し等、市民の協力を得て着実に成果をあげてきた。また、新設住宅については建築確認申請の際に収集についての指導(コンテナ方式、袋による持ち出し、集積場所の設置等)を行った。昭和 48 年(1973 年)、袋収集のモデル地区を選定し、8 月にはごみ袋の一部無料配布を実施した。事業者から排出される一般廃棄物の処理については法により処理責任が義務付けられており、おおむね次の処理方法を採用した。

(イ) 第 1 清掃工場へ自己搬入可能な事業者には搬入許可証を発行し焼却

(ロ) 自己搬入できない事業者は昭和 48 年(1973 年)から毎年市の許可を受けた一般廃棄物処理業者と直接契約し処理

(ハ) 市が収集処理

昭和 50 年(1975 年)4 月に充実した公害防止設備を有し、省エネルギーに配慮したごみ焼却施設《675t/24H》が完成した。

昭和 51 年(1976 年)に手数料を改定。収集処分 10kg までごとに収集運搬 90 円、処分 10 円に改めた。資源の有効利用を図り適正処理を行うため、昭和 53 年(1978 年)11 月から 4 分別収集を実施。日常ごみ週 2 回、大型可燃物、金属・ガラス類、プラスチック等不燃物各月 2 回定曜日収集。あわせてごみ袋全世帯無料配布(年 50 枚)を開始した。

昭和 55 年(1980 年)9 月にごみ展を開催。入場総数 3,200 人、展示品 236 点、パネル・写真展、おもちゃの病院(修理数 823 点)など、3 日間にわたり開催した。

昭和 56 年(1981 年)に地域懇談会を実施。「みんなでごみ問題を考える集い」という名称で自治会、婦人会、老人クラブ、PTA など地域の団体を対象にごみの減量、分別収集の徹底を図る集いとした。

昭和 57 年(1982 年)、環境講座を実施。地域リーダーを中心にごみの減量、資源化への協力を求めた。この年から祝日収集を開始。また、小・中学生のごみ問題への理解を深めるため、分別収集、ごみの減量、資源化をテーマとした「カベ新聞コンクール」を実施した。

昭和 58 年(1983 年)、みんなであそぼうお話の会を実施。未就学児を対象に、工作や視聴覚を通して、清掃、美化思想の普及を図ると同時に保護者に対しても同様の PR を行った。

昭和 60 年(1985 年)12 月から発泡スチロール減容固化事業を実施(平成 24 年(2012 年)「豊中伊丹スリー R・センター」の供用開始とともに終了。)

昭和 63 年(1988 年)、手数料を改定。収集処分 10kg までごとに収集運搬 90 円、処分 30 円に改めた。また、不法投棄物の処理を始めた。

平成 2 年(1990 年)1 月、廃プラスチック類減容固化施設が完成。また、平成 2 年度(1990 年度)にごみの減量と適正処理に向け、15 年後(平成 17 年度(2005 年度))を目標とする一般廃棄物処理基本計画を策定した。

平成 3 年(1991 年)5 月 7 日、機構改革により再資源対策課を新設。ごみ減量・リサイクル事業として、「ごみ減量シンポジウム」「ごみ減量街角キャラバン」「企業訪問キャラバン」等「ごみ減量キャンペーン」を行った。

平成 3 年(1991 年)5 月、「豊中市ごみ減量・リサイクルシステムづくり懇話会」を設置。(1)市民生活におけるごみの減量化とその基本理念に関すること、(2)豊中市におけるリサイクルシステムの構築及びその推進方策に関すること等について検討し、平成 4 年(1992 年)3 月に提言を受けた。

平成 4 年度(1992 年度)、この提言の趣旨を踏まえ、市が重点的に進めるべき施策やプログラムを明らかにしたごみ減量計画(平成 5 年度(1993 年度)から平成 14 年度(2002 年度)までの 10 年計画)を策定。本計画づくりと並行して、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全面的見直しを行った。

また、分別の見直しとフェニックス計画による大阪湾泉大津沖の最終処分場の搬入基準に適合した施設の整備を検討し、10 月には豊中市伊丹市清掃施設組合に粗大ごみ処理施設《135t/5H》が完成した。ごみ袋全世帯無料配布を年 100 枚に拡大。大門公園で、「ガレージセール in 豊中」を開催した。

平成 5 年(1993 年)4 月 1 日、「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を公布、施行。これに基づき、廃棄物減量等推進審議会を設置。あわせて可燃ごみ週 2 回、不燃ごみ週 1 回、大型ごみ・危険ごみ月 1 回、資源ごみ月 2 回の 5 分別収集を実施した。

豊中市伊丹市クリーンランド 4 号炉の増設工事着工(平成 7 年(1995 年)3 月竣工)。

平成 6 年(1994 年)10 月にリサイクル工房を設置。ごみから再生した、自転車、家具等を市民にプレゼントし、好評を得た(平成 14 年度(2002 年度)で閉鎖)。

平成 7 年(1995 年)3 月、「リサイクルセンター基本構想」「事業系ごみ減量対策」の 2 点につき、第 1 期同審議会より答申を受けた。豊中市伊丹市クリーンランドにおいて、ごみ焼却施設から発生する余熱を有効に利用し、温水プールやアスレチックジム等の機能をもった余熱利用施設の建設に着工した(平成 10 年(1998 年)2 月竣工、平成 28 年(2016 年)3 月閉館)。

平成 8 年(1996 年)3 月に啓発冊子「めざせごみゼロ！リサイクル都市とよなか」を全戸配布し、同年 3 月 1 日、「大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置及び届出等に関する規則」を施行。また、4 月 1 日には「事業系一般廃棄物減量計画に関する規則」を施行した。

平成 9 年(1997 年)3 月、「ごみ分別の基本的なあり方について」第 2 期同審議会より答申を受けた。

平成 11 年(1999 年)4 月 12 日の機構改革にともない、総務課と再資源対策課を環境事業総務課に統合。また、第 1 業務課、第 2 業務課、第 3 業務課は、それぞれ中部業務課、南部業務課、北部業務課に名称を変更した。

さらに、平成 11 年(1999 年)10 月 1 日に手数料を改定。収集処分 10kg までごとに収集運搬 90 円、処分 60 円に改めた。

平成 12 年(2000 年)5 月 1 日から新千里東町、新千里西町、新千里南町、新千里北町の約 12,700 世帯を対象に可燃ごみ収集を委託、また上新田地域を加えた約 13,450 世帯を対象にガラスびん収集の委託を実施した(約 10%の委託)。

平成 13 年(2001 年)3 月、「ごみ減量をさらに進めるための方策について」第 3 期同審議会より答申を受けた。

平成 13 年(2001 年)4 月 1 日、「家電リサイクル法」の施行に伴い、エアコン、テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫の 4 品目の収集運搬手数料を新設した(4 品目ともに 3,500 円。ただし、内容積 250ℓ以上の冷蔵庫は 5,000 円)。4 月 2 日からは、ガラスびんの収集委託をしている上新田地区を対象に可燃ごみ収集の委託を実施。ごみ袋全世帯配布を 100 枚から 50 枚に縮小した。10 月 1 日に事業者排出の一般廃棄物収集運搬手数料を 90 円から 110 円に改定した。

平成 14 年(2002 年)6 月、循環型社会形成をめざす関連法の制定・改正や社会経済動向に呼応するため、

「市民・事業者・行政等の協働とパートナーシップに基づく循環型社会づくり」をめざした第2次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

平成15年(2003年)3月、第2次一般廃棄物処理基本計画で定めた減量目標33%を達成するための具体的な減量施策および市民・事業者・行政の三者の役割分担や協働とパートナーシップの取組内容を明らかにした第2次ごみ減量計画(愛称:とよなか・へらそーや33プラン)を市民及び市民団体・事業者とともに策定した。

平成16年(2004年)4月、家庭系ごみ指定袋制度を導入するとともに、ごみ収集業務委託を「ごみ種」から「全ごみ種」とし、収集対象世帯数を市内全世帯の約20%に拡大した。

平成17年(2005年)4月26日、循環型社会に向け、市民、事業者の3R活動を推進するため、実践と交流・支援、情報発信の活動を行う場としての拠点施設「リサイクル交流センター」を開所した。12月には第5期同審議会から「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」意見具申、平成18年(2006年)1月のパブリックコメント、3月の条例改正を経て、平成18年(2006年)10月から「粗大ごみ収集の有料化」を実施した。

また、直営で実施する事業所のごみ処理については、平成17年(2005年)10月から指定袋制を導入し、排出量の適正な把握及び家庭系ごみへの流入防止の取組みを行った。(事業系ごみ指定袋制については平成24年(2012年)3月末終了)さらに、手数料の区分(収集・運搬、処分)をなくすとともに、事業系の手数料を170円から190円に改定した。

平成18年(2006年)10月1日には、粗大ごみの手数料区分を設け、品目ごとに4段階で手数料を徴収することとし、家庭系臨時ごみの10kgまでごみのごみ手数料についても150円から170円に改定した。

平成19年(2007年)4月には、行財政再建計画に基づき、市内南部地区の10%を新たに委託収集地区に加え、全世帯の約30%に拡大した。

平成20年(2008年)8月には第6期同審議会からの意見具申を踏まえて、平成24年度(2012年度)から豊中市伊丹市クリーンランド内に「豊中伊丹スリーR・センター」が供用開始することにあわせた「今後のごみ分別収集の基本的な考え方」についてまとめた。

平成23年(2011年)3月、第3次一般廃棄物処理基本計画を策定した。また、平成24年(2012年)3月には、基本計画で定めた減量目標達成のための具体的な取組内容を示した第3次ごみ減量計画(愛称:2020ごみ減量プラン)を策定した。

平成24年(2012年)4月、家庭系ごみ収集において資源化をより一層進めるために、プラスチック製容器包装の全市域収集や空き缶の回収など9分別に拡大実施した。また、委託収集区域を全世帯の約40%に拡大、南部事業所を閉鎖し、2事業所(中部事業所・北部事業所)に統廃合した。さらに、事業系の指定ごみ袋制を廃止し、直営収集から許可業者収集に変更した。豊中市伊丹市クリーンランドにおいて、リサイクルプラザ(豊中伊丹スリーR・センター)《134t/日》の供用を開始した。

平成25年(2013年)5月には、市民(市民団体)・事業者・行政の三者協働で「豊中エコショップ制度運営協議会」を立ち上げ、環境にやさしい取組みを進める小売店・飲食店等を「豊中エコショップ」としてPRする取組みをスタートした。

平成26年(2014年)4月には、災害時等に発生する建物等のがれき類、避難所からのごみやし尿等を迅速かつ円滑に処理することを目的として、民間団体・北摂間自治体との協力体制の整備を図るため、支援協定を締結した。また、「災害に強いまち豊中」をめざし、災害時等においても公民が役割分担して市内全域のごみを安定的に収集していくための新しい収集運搬体制を平成26年(2014年)4月から平成29年(2017年)4月にかけて順次整備していくこととした。また、市民サービスの向上策として、地域別に収集日程を掲載した「わが家のごみカレンダー」の全戸配布を開始した。

平成27年(2015年)3月には、第9期同審議会から「再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について」答申、平成27年(2015年)4月のパブリックコメント、9月の条例一部改正を経て、再生資源等の持ち去り防止策を実施した(平成28年(2016年)4月施行)。

平成28年(2016年)1月から「小型家電リサイクル法」に基づき、小型家電のボックス回収を開始。3月には、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて、新焼却施設《525t/日》の供用を開始した。また、4月から市が指定する場所に市民が再生資源を持ち込み、回収業者が買い取る「再生資源買取市」を開始した。

平成28年(2016年)6月から豊中エコショップステップアップ認定の運用を開始した。

平成29年(2017年)3月には、ごみ分別冊子の改訂版を全戸配布。また、4月には新収集運搬体制への移行に伴い北部事業所を閉鎖し、1事業所(家庭ごみ事業課)に統廃合するなど組織再編を行った。

地球規模での水銀汚染防止をめざす「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、平成29年(2017年)7月から蛍光灯、体温計、血圧計及び電池類の拠点回収を開始した。

平成30年(2018年)3月には、第4次一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、基本計画で定めた減量目標達成のための具体的な取組内容を示した第4次ごみ減量計画(愛称:ハッピー(8%)ごみ減量プラン)を策定した。

ラン)及び大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な事項を定めた豊中市災害廃棄物処理計画を策定した。

平成 31 年(2019 年)4 月から事業系ごみ処理手数料を撤廃した。

令和 4 年(2022 年)3 月には、国内で大量に発生する食品ロス問題の解決に向け制定された「食品ロス削減推進法」に基づき、第 4 次一般廃棄物処理基本計画の一部に食品ロス削減推進計画を加えた。また、よりスピード感をもって調査、審査を行うため、令和 4 年(2022 年)4 月にはこれまでの「豊中エコショップ制度運営協議会」を解散し、市の直営事業とした。

令和 5 年(2023 年)3 月、廃棄物行政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、第 4 次一般廃棄物処理基本計画及び第 4 次ごみ減量計画を改定した。

令和 5 年(2023 年)10 月、粗大ごみ処理手数料及び家庭系臨時ごみの処理手数料を改定し、排出抑制と適正な受益者負担を求めた。

令和 5 年(2023 年)10 月、ごみ処理施設や収集車両の火災事故を未然に防ぐため、「充電式電池内蔵の小型家電・電池類」の分別区分を新たに設けた。

(2) し尿処理の沿革について

市制発足当時のし尿処理は、農家により牛馬、力車、手曳車等で収集し、肥料として使用されていた。

昭和 17 年(1942 年)、「し尿くみ取り運搬手数料条例」の制定に伴って市域のし尿収集について 1 業者と契約を行い、原則として月 2 回収集とした。

昭和 27 年(1952 年)末に「汚物清掃条例」の制定に伴って 1 業者の各受持地区担当者と直接代行契約を結び(昭和 28 年(1953 年)に 11 業者と契約)市の指定する市内の農家にし尿を還元すること、月 2 回収集することを定め、以後市内の収集は市直営と業者によって行われた。

昭和 27 年(1952 年)豊中市でし尿温熱処理法の研究が文部省科学試験研究費を導入して行われた。この研究は、京都大学医学部が中心になって、同工学部、大阪市立衛生研究所と共同で行われたもので、し尿の衛生的処理を加熱によって行うという試みであった。

結果としては、冬季を除いて寄生虫卵は全て死滅し、一般的細菌数も 1/10 以下になることがわかった。一方加熱によるし尿成分の変化は殆んど認められず、長時間高温を保持して窒素の揮散を招かなければ、加熱し尿の肥料的価値が低下しないことも確認された。し尿処理加熱実験より後の機械炉開発の道を開いた。

昭和 31 年(1956 年)頃から衛生的な化学肥料が市場に出まわってきたこと、農地並びに処理可能場所の宅地転用、その他経常経費の高騰で業者も減少し、昭和 35 年(1960 年)には 5 業者となり、昭和 42 年(1967 年)から 4 業者となった。一方終末処理場については、昭和 34 年(1959 年)1 月、改良下水道の一環として建設した豊中市立し尿処理場(日量 100kℓ)により、し尿の完全終末処理を図った。しかし、人口の増加、住宅の過密化が急激に進んだため、昭和 39 年(1964 年)に豊中市伊丹市清掃施設組合第 2 清掃工場(日量 300kℓ)を建設。

昭和 40 年(1965 年)猪名川流域下水道原田下水処理場が完成し、昭和 41 年(1966 年)4 月、公共下水道の一部供用開始となった。また、昭和 48 年(1973 年)4 月、庄内下水処理場が完成し、水洗化が著しく進捗した。

水洗化が進捗し、収集世帯の大幅な減少により、当該業者との間で昭和 50 年(1975 年)1 月、業者補償契約を締結し、昭和 59 年(1984 年)契約満了、現在 1 業者となる。

一方、し尿浄化槽清掃業については、昭和 43 年(1968 年)3 月 31 日までは、大阪府の「し尿浄化槽清掃営業取締条例」(昭和 26 年(1951 年)1 月 8 日公布同日施行)に基づき知事認可による業者により行われてきたが、同条例の廃止に伴い、許可事務が各市町村に移管されることにより、昭和 43 年(1968 年)6 月 1 日、市許可とし、現在 8 業者となる。

豊中市伊丹市清掃施設組合第 2 清掃工場の老朽化による施設の廃止に伴う代替施設として、平成 3 年(1991 年)7 月 1 日、し尿中継施設豊中市サニテーションが完成。従来、し尿処理は伊丹市と共同で行っていたが各々単独処理となった。

豊中市伊丹市クリーンランドの新焼却炉建設に伴い、平成 20 年(2008 年)に豊中市サニテーションが廃止となり、平成 20 年(2008 年)4 月から、伊丹市し尿公共下水放流施設に、し尿及び浄化槽汚泥を搬入した。

平成 11 年(1999 年)4 月から、し尿収集運搬業務が業者全面委託となった。

平成 12 年(2000 年)3 月 31 日に手数料を改定。し尿処理及び浄化槽汚泥の処理手数料を、それぞれ倍額とした。

平成 26 年(2014 年)4 月 1 日に手数料を改定。し尿処理及び浄化槽汚泥の処理手数料を、それぞれ 5 割増とした。

平成 29 年(2017 年)7 月 1 日に手数料を改定。し尿処理「臨時又は多量に排出するもの」の処理手数料を

5割増とした。

令和5年(2023年)7月1日に手数料を改定。し尿処理「臨時又は多量に排出するもの」の処理手数料について、「事業所から排出するもの」と「仮設トイレから排出するもの及び臨時の処理に係るもの」に扱いの区分を見直し、仮設トイレ等から排出されるものについて、受益者負担の適正化を図った。

(3) 美化推進事業の沿革について

“豊中を日本一美しいまちに”この市民の要望に応じて、昭和55年(1980年)4月、庁内関係部局により美化プロジェクトを編成し、まちの美化推進運動がスタートした。

昭和56年(1981年)、6月に環境週間を、9月に環境衛生週間を定め、市内私鉄8駅で、「クリーンとよなか投げない、捨てない、汚さない」のテーマのもと、美化啓発と清掃活動を実施し、現在も継続している。

昭和57年(1982年)9月21日、「豊中市まちを美しくする運動連絡会議」(市と市内公共機関等の職員で構成)及び「豊中市まちを美しくする運動推進本部」(庁内組織)を設置し、市と公共機関等の連絡調整を図り、当部にて事務局を所掌し、市民参加を基本としたまちを美しくする運動の発展充実を図った。

昭和61年度(1986年度)から、環境週間に美化推進道路(市道2路線)の清掃実施。

昭和62年(1987年)5月15日、不法広告物撤去権限の一部事務委任を大阪府知事から受けた。

昭和62年(1987年)7月、美化車両を6台配備し、取組み体制を拡充した。

昭和63年(1988年)4月1日、大阪府宅地建物取引業協会豊中支部(現:北摂支部)と「不動産関係屋外不法広告物撤去対策協議会」を設置し、傘下会員による不動産広告物掲出の自主規制と本市との連携を図っている。

平成2年度(1990年度)から、環境週間に迷惑駐車追放運動、環境衛生週間に天竺川清掃活動を実施。

平成3年(1991年)5月7日、機構改革で再資源対策課に環境美化係が配置され、各業務課に第2作業係を新設し美化推進体制が充実・確立した。平成6年(1994年)9月16日の機構改革で、空地管理の指導に関する業務が下水道部から移管され、平成11年(1999年)4月12日、再資源対策課と総務課が環境事業総務課に統合、係名も美化推進係となった。また、各業務課も、中部・南部・北部業務課と名称変更され、係名も美化係となった。

平成5年度(1993年度)から、豊中市伊丹市クリーンランド道清掃実施。

平成12年(2000年)3月から全日本不動産協会北大阪支部が、「不動産関係違法屋外広告物撤去対策協議会」に参加した。

平成12年(2000年)4月1日、「屋外広告物法」及び「大阪府屋外広告物法施行条例」の改正に伴い、違法屋外広告物撤去権限の一部事務委任から、権限の委譲へと強化された。

平成13年(2001年)8月から地域の道路や公園などの美化を地域の自治会や事業者などにゆだねるアダプトシステム(養子縁組)事業を実施。

平成15年(2003年)4月1日、機構改革に伴い、環境事業総務課美化推進係と中部・南部・北部各業務課の美化係が統合し、美化推進課となった。また、「大阪府屋外広告物条例」の改正に伴い、新たな除却対象の追加、保管周知の事務等が委譲された。

平成16年(2004年)2月、違法な簡易広告物の除却を市民等に委任する制度(愛称:とよなか美はり番)に基づく活動の発足式が行われた。

平成15年度(2003年度)後半から平成16年度(2004年度)にかけて、まちの美化をさらに推進するため、たばこの吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置、屋外広告物の違法な表示等、空き地の適正管理について規定する新たな条例の制定を検討した。

平成16年(2004年)2月、行政内部で検討するため、美化推進条例制定庁内検討会議を設置。平成17年(2005年)2月までに、4回開催した。

平成16年(2004年)8月、有識者、地域の美化活動団体代表、事業者団体、市民公募委員からなる「豊中市美しいまちづくり推進のための市民懇話会」を設置、同懇話会に対し、今後の美しいまちづくり推進の基本的方向性、条例に盛り込むべき事項等について諮問。4回の検討を経て、同懇話会から、同年11月、『美しいまちづくり推進のための提言～捨てない人づくり、捨てない地域づくりに向けて～』答申を受けた。

平成16年(2004年)12月、上記の提言を踏まえ、豊中市美しいまちづくり推進のための条例(仮称)案の骨子に関する市民意見を募集(パブリックコメント)した。提出された意見を参考に、条例案を策定。平成17年(2005年)3月市議会の議決を経て、7月1日「美しいまちづくりの推進に関する条例」を施行した。

平成23年度(2011年度)、市の関係部局で構成する「(仮称)路上喫煙防止条例」検討委員会、「(仮称)路上喫煙防止条例」実務担当者会議を開催し、路上喫煙実態調査や条例の骨子案の検討を行った。同年12

月条例案に関する市民意見を募集した後、平成 24 年(2012 年)3 月市議会の議決を経て、3 月 30 日に「路上喫煙の防止に関する条例」を公布、4 月 1 日に施行した。

平成 24 年(2012 年)4 月、「豊中市屋外広告物条例」が施行された。

平成 24 年(2012 年)10 月、「路上喫煙の防止に関する条例」第 5 条の規定により、豊中駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、同 9 条の罰則規定を平成 25 年(2013 年)1 月 4 日から施行した。

平成 24 年(2012 年)10 月、豊中駅周辺（西側・東側）及び平成 25 年（2013 年）1 月には、豊中駅前広場（2 階）に屋外分煙所を設置した。

平成 26 年(2014 年)3 月、千里中央駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、屋外分煙所（2 か所）を設置した。

平成 27 年(2015 年)10 月、庄内駅周辺(東側)を路上喫煙禁止区域に指定し、屋外分煙所を設置した。

平成 28 年(2016 年)4 月、3 駅（豊中駅周辺、千里中央駅周辺、庄内駅周辺）屋外分煙所の維持管理及び分煙所周辺等の業務委託を始めた。

平成 29 年(2017 年)12 月、庄内駅周辺(西側)を路上喫煙禁止区域に指定し、市民等の身体及び財産への被害の防止を図るため、路上喫煙禁止区域に指定した 3 駅を中心として周知・啓発活動を実施した。

令和 2 年(2020 年)4 月、地域清掃で出たごみの民間事業者による回収を始めた。

府モデル事業として、健康医療部健康政策課（現在 健康推進課）が主管となり、令和 2 年(2020 年)12 月、柴原阪大前駅周辺、令和 3 年(2021 年)3 月、岡町駅周辺に屋外分煙所を設置した。

令和 3 年(2021 年)4 月、健康医療部健康政策課（現在 健康推進課）が、たばこに関する様々な問題解決を目的とした「豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例」（愛称：スマイルクリーン条例）を施行したことに伴い、美化推進課が所管している「豊中市路上喫煙の防止に関する条例」は廃止した。これまでの 3 駅（豊中駅周辺、千里中央駅周辺、庄内駅周辺）に加え、新たに 8 駅（服部天神駅周辺、曽根駅周辺、岡町駅周辺、蛍池駅周辺、柴原阪大前駅周辺、少路駅周辺、桃山台駅周辺、緑地公園駅周辺）を路上喫煙禁止区域に指定し、市内 11 駅における周知・啓発活動を実施。

令和 3 年(2021 年)6 月、千里中央駅周辺（コラボ 1 階）屋外分煙所の撤去を行った。

令和 3 年(2021 年)7 月に、少路駅周辺・桃山台駅周辺、10 月に曽根駅周辺・蛍池駅周辺、令和 4 年(2022 年)1 月に緑地公園駅周辺、3 月に服部天神駅周辺に屋外分煙所を設置した。

令和 4 年(2022 年)12 月、千里中央駅周辺（阪急バス千里中央案内所前）屋外分煙所のリニューアルを行った。

令和 5 年(2023 年)6 月、8 駅（服部天神駅周辺、曽根駅周辺、岡町駅周辺、蛍池駅周辺、柴原阪大前駅周辺、少路駅周辺、桃山台駅周辺、緑地公園駅周辺）屋外分煙所の維持管理及び分煙所周辺等の業務委託を始めた。

令和 7 年(2025 年)3 月、豊中駅周辺（1 階西側）屋外分煙所の撤去を行った。

令和 7 年(2026 年)5 月、蛍池駅・少路駅周辺に設置している屋外分煙所のパーテーションを一部透明化に改修し、同年 10 月には、庄内駅前東口屋外分煙所を国の示す基準を満たす屋外分煙所に改修した。